

MIRAI経営セミナーのご案内

労働時間上限規制、有休消化義務、同一労働同一賃金など

働き方改革関連法の概要と

企業が対応すべき実務の進め方 セミナー

日時:2018年8月9日(木) 14:00~16:30

会場:神奈川中小企業センタービル 13階会議室

対象者:経営者、人事総務担当役員の皆様

参加費:お一人様 10,800円

講師: 株式会社ヒューマンリソースみらい 荒木 康之
代表取締役 特定社会保険労務士

働き方改革関連法の中身とやるべき内容について十分理解できていますか？
神奈川県調査によると、県内の中小・小規模企業の約2/3は働き方改革に未着手となっています。

働き方改革関連法を理解して、どう対応すべきか早急に計画をたて、改革に着手しなければいけません。人手不足に悩む企業ほど改革が必要なのですが、現実には人手不足を理由に取り組みが遅れているのが実態です。中小企業が働き方改革を進めることは非常に難しいこともありますが、取り組まなければ人材の確保もより一層厳しくなるでしょう。

本セミナーでは、働き方改革について企業が検討すべき課題を整理し、実務対応の進め方について就業規則の定め方も含め、具体的にお伝えします。

セミナーの主な内容

- ・ 働き方改革の全体像 主な論点と方向性
- ・ 各法律の改正内容
- ・ 施行スケジュールと対応の手順
- ・ 具体的な改革の考え方
- ・ 就業規則・社内規定の見直し方
- ・ 国の助成制度を活用した改革の進め方

講師
荒木 康之

株式会社
ヒューマンリソースみらい
代表取締役
社会保険労務士事務所みらい
代表



小売業と外食業の経営に長くたずさわる。その後コンサルタント会社の勤務を経て平成17年に横浜市中区関内に(株)ヒューマンリソースみらいを設立、社会保険労務士事務所みらいを併設。
自社の経営やコンサルティングでの豊富な経験を踏まえて、賃金制度の構築や人事労務問題を中心に広く経営相談に対応する。
「人と組織と社会のみらいのために」をモットーに、法律論からの理屈や建前だけではなく、経営論で本音のアドバイスを提供し好評を得ている。全国各地の商工会議所や法人会、事業団体等での講演実績多数。専門誌や横浜商工会議所の会報誌に連載執筆。

特定社会保険労務士

YOKOHAMA商工季報2017新春号



月刊人事マネジメント



株式会社ヒューマンリソースみらい
社会保険労務士事務所みらい

231-0013
横浜市中区住吉町4-45-1
☎045-60-4166 FAX045-650-4199
www.hr-mirai.com www.4166.jp

お申し込みFAX 045-650-4199

本セミナーは企業経営者向けのセミナーです
士業やコンサルタントの方のお申し込みはご遠慮いただいておりますのでご了承願います
お申し込み後に弊社から郵送にて参加確認書兼ご請求書をご案内申し上げます

御社名			
住所	〒		
電話番号		FAX番号	
お名前①		役職名	
お名前②		役職名	

特にこのセミナーで聞いてみたい点がありましたらご自由にご記入下さい

お預かりした個人情報は、参加確認書の発送や当社サービスのご案内に限らせていただきます

人事評価制度・賃金制度の作成運用支援 就業規則作成 労務相談 社会保険・労働保険の手続き代行 勤怠管理システム 適性検査